

## <ご注意事項>

### ご契約時における注意事項(告知義務)

ご契約時には、告知事項について、事実を正確にお申し出ください。ご契約者または記名被保険者には、告知事項について事実を正確に申し出いただく義務(告知義務)があります。なお、この保険の告知事項は、契約申込書に記載された事項のうち次の事項となります。

①記名被保険者、②業務の内容、③直近会計年度の売上高(消費税込み)または延床面積、④役員・事業主の人数<sup>(注)</sup>、⑤従業員数<sup>(注)</sup>、⑥他の保険契約等  
これらの告知事項の内容が事実と相違している場合には、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。詳しくは、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

(注)傷害ユニットを選択される場合のみご申告ください。

### 事故が発生した場合のお手続き

○ただちにご連絡ください。

万一事故が発生した場合には、次のいずれかにただちにご連絡ください。ただちにご連絡をいただけませんと保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

・取扱代理店 ・最寄りの日本興亜損保【日本興亜損保の受付時間:平日の9:00~17:00(土日、祝日、12/31~1/3を除きます。)]

\*ご連絡先は、ご契約後にお届けする保険証券に記載しています。

○事故のご連絡をいただいた場合には、取扱代理店または日本興亜損保より保険金請求手続き(保険金請求に際してご提出いただく書類、請求できる保険金の種類など)に関してご案内いたします。

○保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。

### 賠償事故の解決のための手続きおよび援助について(賠償ユニットをご契約のお客様が対象)

○必ず事前にご相談ください。

賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず日本興亜損保とご相談いただきながらおすすめください。賠償事故について日本興亜損保の承認なしに示談された場合には、保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

○賠償事故が起きた場合には、取扱代理店および日本興亜損保は契約者と被害者(相手方)との示談交渉に関するご相談の受け付けなど、事故解決のためのお手伝いをいたします。ただし、取扱代理店および日本興亜損保は、被害者(相手方)との示談交渉をお引き受けすること(示談代行)はできませんのでご了承ください。

●このホームページは「事業活動の安心保険ビジネスマスター(企業包括方式)」の概要を説明したものです。さらに詳しい内容をお知りになりたい場合は、「安心ガイド(ビジネスマスター約款集)」をご用意しておりますので、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

●ご契約の手続きその他ご不明な点については取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

●ご契約に際しては、ご契約時にお渡りする「重要事項説明書」を必ずお読みください。

●ご契約者と被保険者が異なる場合は、このホームページに記載された内容を被保険者の方にもお読みいただくようお願いいたします。

●取扱代理店は、日本興亜損保との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、日本興亜損保と直接契約されたものとなります。

●保険料をお払込みの際は、日本興亜損保所定の保険料領収証を交付することといたしておりますので、お確かめください。

●保険証券は大切に保管してください。ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、最寄りの日本興亜損保までお問い合わせください。